監　督　処　分　情　報

１　処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社西田草花園
主たる営業所の所在地	兵庫県伊丹市
許可番号	兵庫県知事（般－７）第 301532 号
許可を受けている建設業の種類	園

２　処分に関する事項

処分年月日	令和８年 10 月 14 日
根拠法令	建設業法第 29 条第１項第２号（同法第 8 条第 7 号該当）

処分の内容

建設業法第29条第１項第２号の規定に基づく建設業許可の取消

処分の原因となった事実

株式会社西田草花園の代表取締役は、令和８年７月 15 日に貸金業法違反により懲役１年６月、罰金 100 万円の刑が確定した。

このことは、建設業法第８条第７号に該当するものとして、同法第 29 条第１項第２号に該当する。